

器楽指導の実際

1 器楽及び器楽指導のもつ特性

器楽は、音色の多様さ、音域の広さ、表現の多彩さなどによって、独自の表現力を持ち、他の活動では得られない音楽美の体験を可能にする。

楽器演奏への尽きることのない興味が、活動を動機付け、意欲を高める。

楽器演奏の経験を通して、楽器や楽器の音それ自体の魅力と新しい活動の世界を発見し、音楽学習全体に生気を与える。

多彩な音色や表現の効果は、歌唱や合唱をも引き立て、創造的な活動を刺激する。

表現における歌唱・創作や、鑑賞との関連をもった統合的な展開に効果をもたらし、学習の深まりを実現する。

アンサンブル学習や合奏による協同の活動は、協調の喜びを体験させ、社会性を育てる場になる。

主体的な活動が必要とされることから、音楽的な実践力を育てる重要な場となる。

(関間豊吉 著 『音楽科教育学概論』音楽之友社 p141より)

技能中心的な器楽の学習ではなく、音楽表現の喜び・楽しさや音楽愛好の心情を重視した学習指導を展開することが大切である。

「あのような美しい音色で演奏できるようになりたいな」「この曲はいいな、こんな感じで演奏したいな」といったあこがれ、生徒の思いや願いに基づく自己表現（自己実現）の過程を重視する。技能はその過程で、生徒の必要感から求められるものである。

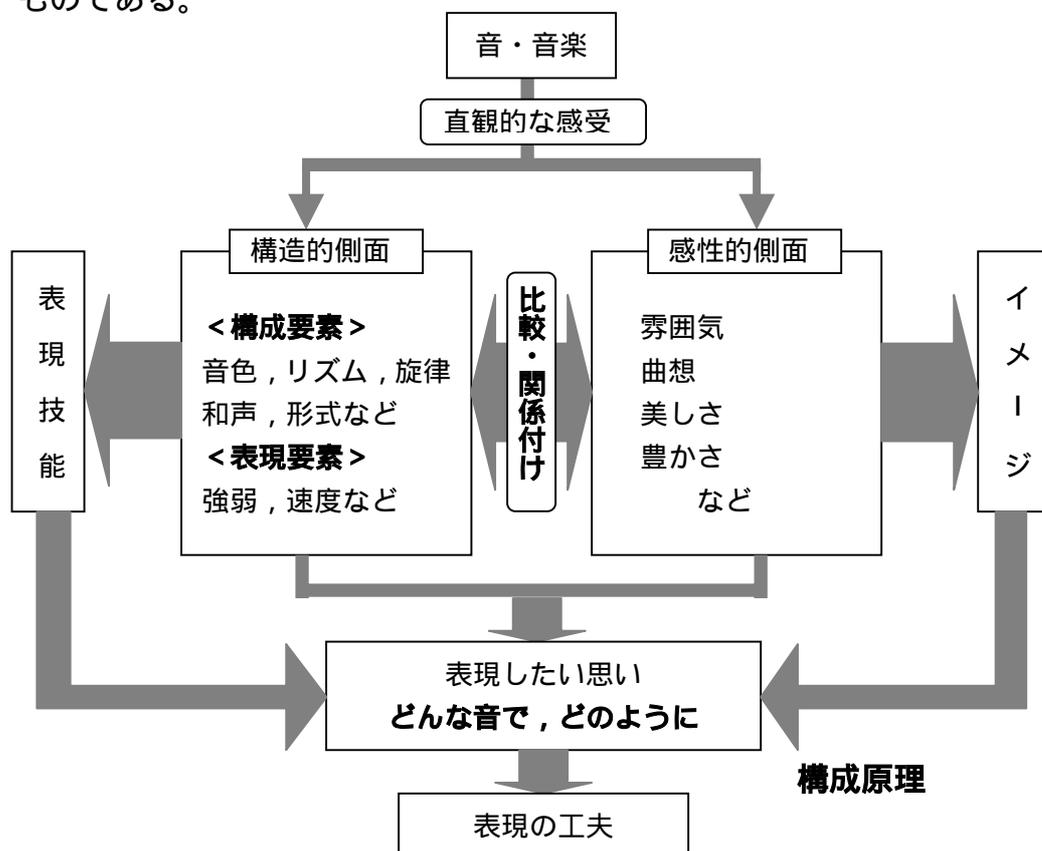


図2 音楽的な思考の過程

2 器楽指導における指導過程

(1) 導入期

音を出す楽しさを味わえるようにする。

楽器で音を出して遊ぶという体験を十分に味わっていないければ、次の段階へは進まない。楽器に対する抵抗感をなくす。

楽器に対する知識をもたなくても、音を出してみたいという好奇心に支えられて音を出して遊ぶ。導入期では、この要素を生かして学習指導を展開する。

音遊び リズム遊び ふし遊び
模倣遊び 問答遊び リレー遊び や ロンド遊び

音色には
こだわる!

楽器の特性を踏まえて基礎的な技能を押さえることが大切である。

例) リコーダー

楽器の特性 管楽器であり作音楽器である。

基礎的な技能 息づかい(呼吸), 舌づかい(タンギング), 指づかい(運指)
これらは、すべての管楽器に共通する基礎・基本である。

美しい音色づくりのために

安定した息づかい ロングトーン, どこまで長く伸ばすことができるかな?
長く伸ばそうとすると息づかいが安定する。

タンギング

単一の音を使って、リズム模倣やリズム問答に取り組む。

教師 $\frac{2}{4}$ 四分音符 八分音符 四分音符 四分音符 四分音符 四分音符

生徒 $\frac{2}{4}$ 四分音符 八分音符 四分音符 四分音符 四分音符 四分音符

教師 $\frac{2}{4}$ 四分音符 四分音符 八分音符 八分音符 八分音符 八分音符

生徒 $\frac{2}{4}$ 八分音符 四分音符 四分音符 八分音符 八分音符 四分音符

教師

遊びながら，素材としての音や音楽の構造に対する理解も深めるようにする。
 「リコーダーを」ではなく，「リコーダーで」学ぶ。

(2) 発展期

演奏する楽しさ，できた喜びを味わえるようにする。

いくら楽しいからといっても，やがて，音を出すことのみでは飽きたらなくなる。

声で歌うのと同様に，楽器で歌う楽しさや演奏できた喜びを何よりも重視して展開する。

(活動例)

簡単な旋律奏や，曲の演奏，オブリガート奏やオスティナートの演奏
 歌や他の楽器と合わせるなど

技能分析と段階的な指導

太鼓の例

模倣遊びを通して

片手ずつ，ばちの持ち方や手首や腕の使い方，跳ね返りの感じをつかみながら
 音色が大事

両手で，拍打ちから分割リズムへ

歩く（♩の均等拍打ち）

駆け足（八分音符の分割）

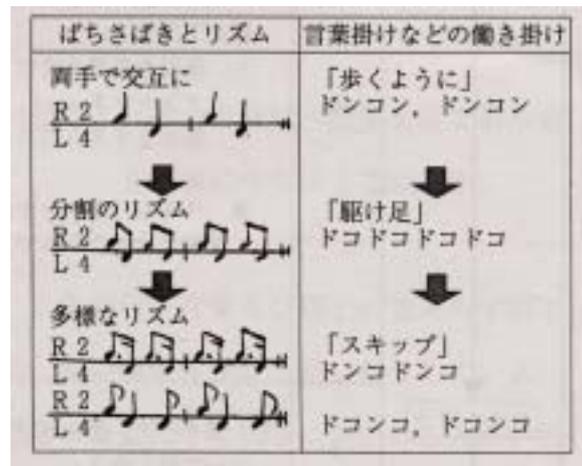
走る（十六分音符の分割）

スキップ

多様なリズム

アフタービート

シンコペーション など



(3) 応用期

工夫する楽しさを味わえるようにする。

自ら進んで工夫することの楽しさを味わえるようにする。

- ・ どうしたらよりよく演奏できるか，という個々の表現の工夫
- ・ 小編成のアンサンブルや合奏での工夫
- 〔 楽器の組合せ，編成の工夫
音量のバランスや響き合いの調整 〕
- ・ 児童生徒自身による編曲の工夫

3 器楽指導における指導上の留意点

(1) 個に応じた指導を行う。

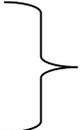
「個に応じる」という中には、「個性を生かす」という側面と「個人差に応じる」という側面がある。

個性を生かす指導

生徒の音楽的嗜好や得意分野から

あこがれ、思いや願いをもとにして

楽器を
演奏形態を
楽曲を

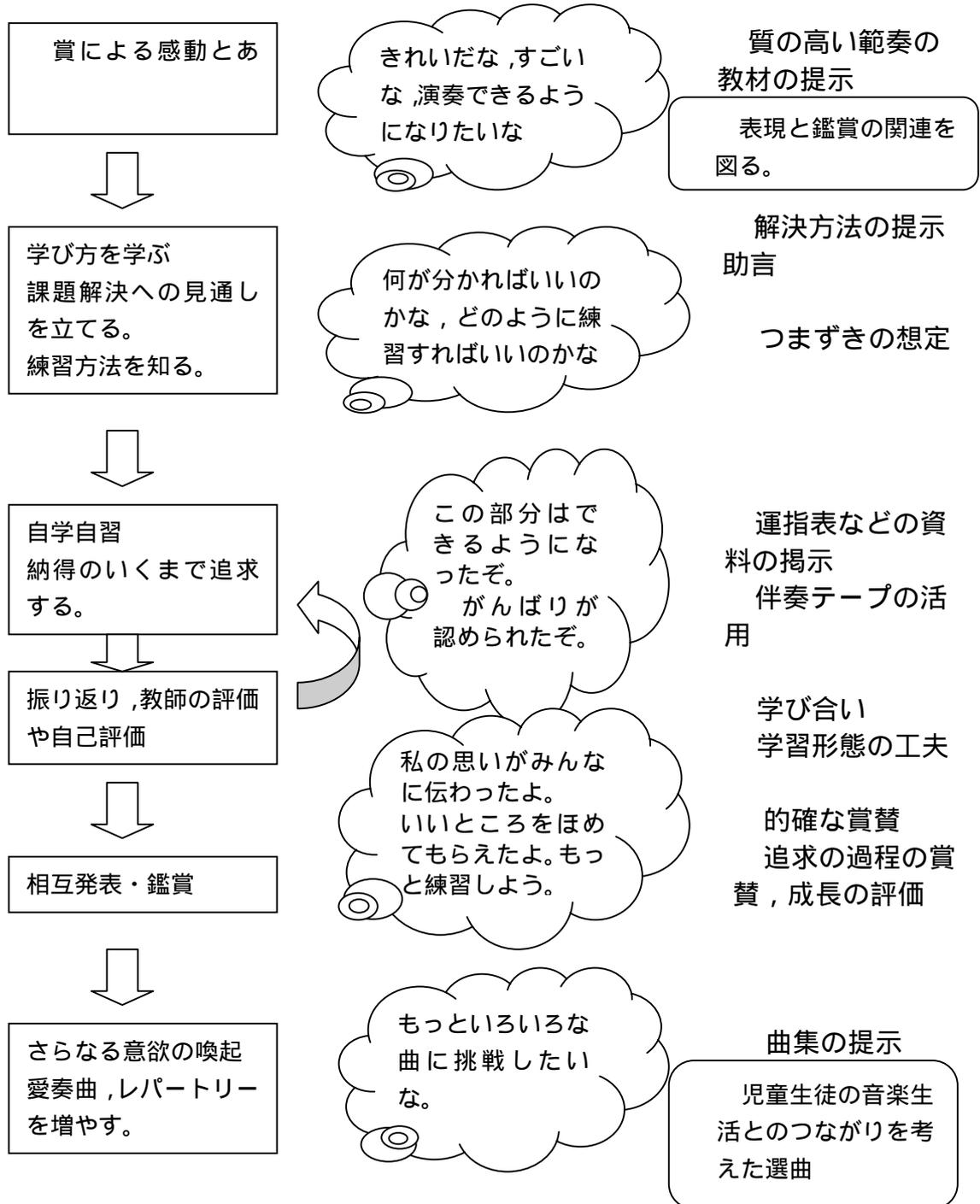


選択させる。

個人差に応じる。

- ・ つまずきの想定，教師自らが何度も聴いたり演奏したりしながら教材研究を行い，生徒のつまずきを想定し，指導の手だてを工夫する。
- ・ 編曲の工夫
簡略化

(2) 主体的な学習活動を展開できるようにする。



(3) 生涯学習の観点から

生涯にわたって音楽を楽しむように, 楽器を演奏したいと思ったらどのように学べばいいのか, 学び方を学べるようにする。

何か一つでいいから音楽を表現する手段を身に付けることができるようにする。

(4) 読譜指導

固定ド唱法でよい。

移動ド唱法は，歌唱学習を想定している。

階名は楽譜に書き込ませて良い。暗唱させる。

楽譜はあくまでも参考

書き込みを通して，自分によく分かる楽譜にする。

楽譜のよさや必要性を感じ取れるようにする。

リズムカードによるリズム譜の視奏

(5) 他の学習活動との関連

歌唱との関連

創作との関連

鑑賞との関連

選択教科音楽との関連

4 器楽指導の内容

(1) 小学校学習指導要領における器楽指導に関する記述

<第3章 各学年の目標及び内容 2 内容 A 表現 (3) 歌い方や楽器の演奏の仕方を身に付けるようにする。>

	事 項	発 達 特 性	指 導 上 の 留 意 点
低 学 年	イ 身近な楽器に親しみ、簡単なリズムや旋律を演奏すること。	<ul style="list-style-type: none"> 楽器を演奏することに強く興味を示し、様々な楽器に積極的に触れて、自分でいろいろな音を出そうとする活動を好む。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近にある打楽器で簡単なリズムの演奏を楽しんだり、身近な旋律楽器を演奏したりする活動を通して、楽器の扱い方や基礎的な演奏技能を身に付けていくようにする。 楽器の選択にあたっては、児童が親しみやすく、比較的手軽に器楽表現を楽しむことができるものから取り組み、徐々に扱う楽器の種類を増やし、直接楽器を扱う喜びを一人一人が実感できるような学習を進めていく必要がある。 児童の実態等を十分に考慮して、それぞれの楽器の特性を生かした指導の工夫に配慮しつつ、児童が楽器と楽しく触れ合うことができるようにする必要がある。
中 学 年	イ 音色に気を付けて旋律楽器及び打楽器を演奏すること。	<ul style="list-style-type: none"> 楽器のもつ固有の音色やその美しい響きに対する興味・関心が高まり、楽器の演奏に意欲的に取り組むようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の楽器にじっくりと取り組んだり、簡単な合奏や小アンサンブルを楽しく行ったりする活動を通して、楽器の基礎的な演奏技能を身に付けていくようにすることが大切である。 旋律楽器については、低学年で経験した楽器を含めて、児童の興味・関心、これまでの学習経験や技能、その演奏効果及び学校の実情を考慮して適切なものを取り扱うようにする。その際、低学年で慣れてきた楽器では、歌唱教材の主旋律や副次的な旋律、和音などを演奏できるようにする。 打楽器については、これまで経験してきた楽器を含めて、わが国や諸外国に伝わる打楽器を、活動内容に応じて適切に取り扱うようにするとともに、楽曲にふさわしい音色や強弱に留意しつつ、それぞれの楽器の特性を生かした演奏の仕方を工夫して学習を進めることが大切である。

高 学 年	イ 音色の特徴を生かして、旋律楽器及び打楽器を演奏すること。	・ 楽器への理解が深まり、様々な工夫をしてアンサンブルを楽しむ活動に意欲的に取り組むようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽器の選択幅を広げるとともに、楽器のもつ固有の音色や音域、歌唱表現では得られない音量や速度の変化などに気付きながら、より美しく創造的に器楽表現をしようとする態度や能力を育てていく。 ・ 楽器の選択にあたっては、低学年や中学年で経験した楽器を継続して深めたり、電子楽器、我が国や諸外国に伝わる楽器の中から適切な楽器を選んで、広がりのある器楽表現を経験したりすることが考えられる。 ・ 指導にあたっては、音色の特徴を生かして楽器を演奏することを重視するとともに児童一人一人にとって無理のない、楽しい音楽学習が展開できるように留意し、生涯にわたって音楽に親しむ上で必要となる基礎的な能力を培うようにすることが大切である。
-------------	--------------------------------	--	---

< 第4章 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い。2 各学年にわたる内容の取扱いと指導上の留意点 >

<p>(3) 各学年の「A表現」の(3)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、わが国や諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、学校や児童の実態を考慮して選択すること。</p> <p>イ 第1学年及び第2学年で取り上げる身近な楽器は、様々な打楽器、オルガン、ハーモニカなどの中から児童の実態を考慮して選択すること。</p> <p>ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤ハーモニカなどの中から児童の実態を考慮して選択すること。</p> <p>エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、我が国や諸外国に伝わる楽器などの中から児童の実態に応じて選択すること。</p>

事項への楽器の明確な表記がなくなり、子どもの実態や学校の実情に応じて、扱う楽器が選択できるようになった。

選択にあたっては、演奏効果のねらいや楽器の特性を考慮する。

鍵盤楽器のよさ・・・視覚と聴覚の両面から音を確かめつつ演奏できるよさ

主旋律の演奏から和音を用いた演奏や低声部の充実まで幅広く活用することができる。

ハーモニカのよさ・・・息の吹き扱いと楽器本体の移動により演奏し、音に対する感覚面の育成に適している。

リコーダーのよさ・・・指づかいや呼吸、タンギングなどを工夫し、楽しんで音をつくることことができる。

(2) 中学校音楽科学習指導要領における器楽指導に関する記述

< 第1章 総説 2 中学校音楽科の改訂の趣旨 イ 改善の具体的事項の(ア) >

表現活動については、合唱や合奏などの表現形態を学校や生徒の実態等に応じて選択できるようにするとともに、第2学年及び第3学年では歌唱や器楽の小アンサンブルなど、一人一人が興味や関心をもつ学習内容なども選択して学習できるようにする。

また、現在は2 , 2 程度までの楽譜の視唱に慣れさせるとしている読譜指導については、1 , 1 程度の楽譜の視唱に慣れ親しませるようにすることとする。

< 3 改善の要点 (2) 内容の改善の要点 >

指導内容の軽減を図るため、視唱や視奏に慣れ親しませる読譜指導の程度を2 , 2 程度までの調号から1 , 1 程度の調号とした。

表現活動の弾力化を図るために、独唱、輪唱、二部合唱などの表現形態を示すことをやめ、学校や生徒の実態に応じた表現活動ができるようにした。また、第2学年及び第3学年においては、小アンサンブルなどの編成により、生徒が表現方法や表現形態を選択できるようにした。

器楽指導における和楽器の取扱いについては、3年間を通じて1種類以上の和楽器を体験できるようにした。

小学校及び高等学校との関連に配慮するとともに、基礎的・基本的な指導事項を重視し、指導事項の一層の具体化、明確化を図った。

< 第2節 内容 A 表現 (1) 表現内容の構成について 音楽の素材としての音 >

……このように音の特性への関心とは、リコーダーを吹く場合でも、打楽器を打つ場合でも、常に出している音の響きに注意して聴く姿勢につながっていくものなのである。

< 音楽の技能と表現 >

音や音楽の認識を通して作られた自分の内的な世界を実際に音で表現するには、それにかかわる技能が必要となる。音楽表現のための技能とは、神経と体を適切にかかわらせて道具を扱う能力である。道具としては、音楽表現の場合、声や楽器、楽譜などがある。曲に対する自分の解釈やイメージを音を通して適切に表現していくためには、発声や楽器の扱い、読譜などについての諸技能の獲得が必要となってくる。

< (2) 各学年の表現の内容 >

	事 項	事項のねらい	指導上の留意点
第 一 学 年	ウ 楽器の基礎的な奏法を身に付け、美しい音色を工夫して表現すること。	<ul style="list-style-type: none"> この項では、音や音楽で引き起こされたイメージや感情を楽器で表すために、それに必要な楽器の基礎的な奏法を身に付け、美しい音色を工夫して表現する能力を育てることをねらいとしている。 「基礎的な奏法」とは、対象である教材曲の演奏に必要なとされる楽器の基本的な操作方法や初歩的な演奏方法のことを言う。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1学年における器楽の表現では、まず、生徒が楽曲のもつ曲想を感じ取り、楽器の音の特性を知って、美しく表現しようとするのが大切である。 基礎的な奏法や美しい音色、豊かな表情の音は、器楽で音楽を表現するために必要になるものであり、単なる楽器の演奏技術の獲得で終わらないようにすることが大切である。 特定の楽器を用いて専門的な奏法を身に付けさせることにねらいがあるわけではない。小学校との関連及び生徒の発達段階に十分に考慮するとともに、必要に応じて様々な種類の楽器を用いることで、楽器の音を音楽の素材としてとらえ、その楽器での音でしか表せない表現を体験させることによって、音楽表現のおもしろさや幅広さに気付かせるのが大切である。 今回の改訂では、我が国の伝統音楽を大切にすることを育てるというねらいから、表現活動の中に和楽器を取り入れることとした。
第 二 学 年 及 び 第 三 学 年	ウ 楽器の特徴を生かし、曲にふさわしい音色や奏法を工夫して表現すること。	<ul style="list-style-type: none"> この項では、楽器の特徴をとらえ、それを曲想にふさわしい音色や奏法で表現に生かすことのできる能力を高めることをねらいとしている。 第1学年で学習した楽器の音の特性を、楽曲の中でどう生かしたらよいかという学習になる。 楽器の特徴を生かすという場合、楽器固有の音色や響き、奏法の特色や効果、楽器のいろいろな組合せなどが学習内容となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「曲にふさわしい音色や奏法を工夫して表現する」には、感じ取った楽曲の曲想に基づいて、「このような音色や奏法で表現したい」という意図をもたせる指導が大切である。 そこから曲想にふさわしい音色を工夫したり、フレーズのまとまりやレガート、マルカートといったアーティキュレーションを生かした奏法を工夫したりする活動が生まれる。そのような学習の中で、自ら奏法を調べたり模範演奏を聴いてみたりするなど、表現するための技能を得ようとする主体的な学習態度の育成が図られるのである。 今回の改訂では、我が国の伝統音楽を大切にすることを育てるというねらいから、器楽の指導において3年間を通じて1種類以上の和楽器を用いるようにすることとした。

< 第3章 指導計画の作成と内容の取扱い >

(4) 器楽指導については、指導上の必要に応じて弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。また、**和楽器については、3年間を通じて1種類以上の楽器を用いること。**